

学校向け消費者教育（契約・インターネット・食育等） 出前教室の企画及び実施事業委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

豊中市消費者教育推進計画の重点取組みである若者世代への消費者教育を推進するため、消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止等を目的として、学校向け消費者教育（契約・インターネット・食育等）出前教室（以下「出前教室」という。）の実施に当たり、公募型プロポーザル方式により出前教室の企画及び実施事業内容の提案者を募集し、受託者を選定するものです。

2. 業務概要

（1）業務の名称

学校向け消費者教育（契約・インターネット・食育等）出前教室の企画及び実施業務委託

（2）業務の内容

消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止等に役立てるため、事業者の特性や専門性、活動経験等を活かして、出前教室を企画し実施します。

（3）委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

※本業務は委託業務の履行状況及び実績、事業の内容やその効果の検討結果をふまえ最長で令和10年（2028年）3月31日まで契約を更新する場合がある。

（4）委託限度額

1,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

出前教室の年間実施予定回数45回分（内複数クラス対象10回）の費用（小学生）

出前教室の年間実施予定回数30回分（内複数クラス対象5回）の費用（中学生及び高校生）

上記の年間実施予定回数には、教員を対象とした模擬授業（生徒向けプログラムと同じ内容）を含む。

当該委託業務は、単価契約を想定している。

それぞれ複数クラスの場合を含め1回あたりの金額を見積書に記載すること。それぞれ1回あたりの金額と上記回数を掛け合わせて、経済性の評価を行う。

3. 参加資格

本案件に参加を希望する者は、応募書類の提出期日において、次のすべての要件を満たすものとする。なお、応募書類の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（3）本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

（4）暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市

- 条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. スケジュール

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 実施要領等の公表 | 令和7年(2025年)3月6日(木) |
| (2) 質問事項の締切 | 令和7年(2025年)3月13日(木)15時必着
※質問はメールで受け付け、回答は市のホームページに掲載し、個別に行いません。 |
| (3) 質問事項への回答 | 令和7年(2025年)3月17日(月) |
| (4) 応募書類提出期限 | 令和7年(2025年)3月19日(水)15時必着 |
| (5) 審査会(書類審査) | 令和7年(2025年)3月21日(金)までに実施 |
| (6) 審査会(プレゼンテーション) | 令和7年(2025年)3月25日(火)15時～(予定)
※当日の時間、場所等は第一次審査終了後、その可否とともに通知します。 |
| (7) 結果通知予定日 | 令和7年(2025年)3月下旬(予定) |
| (8) 委託契約締結・結果公表 | 令和7年(2025年)3月下旬(予定) |

5. 応募書類の提出

本案件の提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は、次に記載する方法により本案件に関する「応募書等」を提出すること。

- (1) 受付〆切: 令和7年(2025年)3月19日(水)15時まで(送付の場合は必着)
- (2) 提出方法:
- ① 事務局あてに持参(土日祝及び開庁時間外を除く)又は送付(郵送)による。送付の場合にあっては、事務局に対し、提出書類の到達について電話等で確認すること。
- ② 6. 応募書類に従い、必要部数を作成し、提出すること。

- ③応募書類の分割提出は認めない。また、応募書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ④応募書類はいかなる場合でも返却しない。
- ⑤応募書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。
- ⑥提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。
- ⑦応募書類の作成及び提出等に係る費用は、提出者の負担とする。

6. 応募書類

(1) 応募書（様式第 1 号）及び添付書類（下記①～③）

①業務経歴書（過去 3 年間の学校等における講座の実施数）（様式第 2 号）

- ・当該業務や類似業務について自治体等と連携した実績（自治体からの受託業務含む）を中心に記載すること。
- ・これらの実施実績が確認できる報告書等を添付すること。（実績 1 件当たりの報告書が複数ある場合は代表的なもの 1 部）

②業務実施体制調書（本業務実施の取組み体制（組織図）、連絡先など）（様式第 3 号）

- ・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。
- ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割・資格を記入すること。
- ・業務実施組織図は、提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。

③業務責任者及び業務従事者の実績調書（所持資格、経歴など）（様式第 4 号）

- ・当該業務や類似業務について自治体等と連携した実績（自治体からの受託業務含む）を中心に記載すること。
- ・備考欄には所持資格等を記載すること。
- ・記載した業務責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。

(2) 企画提案書（様式任意）

- ・企画提案は 1 者 1 案とする。
- ・企画提案書には、表紙をつけるものとする。
- ・小学生や中学生など、対象者ごとのプログラムが記載された資料
- ・仕様書中の「1. 事業目的」に沿った形で「2. 委託業務に関する事項」以下について積極的に提案すること

(3) 見積書及び内訳明細書（様式任意）

- ・見積金額は税込で表記し、税込である旨を必ず明記すること。
- ・出前教室 1 回あたりの金額を見積書に記載すること。
- ・見積書の宛先に「豊中市長」を記載し、件名に「学校向け消費者教育（契約・インターネット・食育等）出前教室の企画及び実施事業委託」と明記すること。

(4) 入札参加停止措置等状況調書（様式第 5 号）

(5) 提出形式

- ・提出する書類の規格は A 4 判・長辺綴・横書き・片面とする。
- ・文字は 11 ポイント以上とし、フォントは任意とする。

- ・各正本 1 部、副本 5 部、電子記録媒体（CD-R または DVD-R に提出様式のデータを全て入力したもの）1 部を提出のこと。

7. 応募方法

- ① 応募書類一式をご提出（郵送又は持参）ください。
なお、応募書類作成にかかる費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- ② 提出期限：令和 7 年（2025 年）3 月 19 日（水）15 時必着
- ③ 提出先：豊中市立生活情報センターくらしかん
（市民協働部くらし支援課）
〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1
電 話：06-6858-5073
ファクス：06-6858-5095
メー ル：kurashi@city.toyonaka.osaka.jp

8. 質疑応答

- (1) 質問等の方法：質問等は、書面によるものとしメールで受付けます。
- (2) 質問等への回答：回答は市のホームページに掲載し、個別に行いません。
- (3) 質問等の期限：令和 7 年（2025 年）3 月 13 日（木）15 時必着
※質問はメールで受付け、回答は市のホームページに掲載し、個別に行いません。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・本案件期間中に、前記 3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・応募書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・委託限度額を超える提案を行ったとき
- ・書類審査においてヒアリング又は追加書類の提出を拒否したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査会が失格であると認めたとき

10. 選定方法

(1) 審査方法

- ・事業者選定の審査は、本市職員で構成する「学校向け消費者教育（契約・インターネット・食育等）出前教室の企画及び実施事業提案内容審査会」（以下「審査会」という。）が行う。
- ・応募事業者が 4 者以上あった場合のみ、事前に第 1 次審査（書類審査）を行い、提案内容発表会の対象提案者を 3 者に絞る。

- ・提案書及び提案書に基づく第２次審査（プレゼンテーション）は、別紙「学校向け消費者教育（契約・インターネット・食育等）出前教室の企画及び実施業務委託 審査基準」に基づき、合議による総合評価で最優秀提案者（優先交渉権者）及び次点提案者を決定する。ただし、得点が全体配点の50%未満の場合は、優先交渉権者とししない。
- ・優先交渉権者と契約に至らなかった場合は次点の提案者を優先交渉権者とすることがある。
- ・審査結果は、審査会として最終合議のうえ一本化して確定する。また、審査会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

（２）プレゼンテーション

- ① 実施日：令和７年（2025年）３月 25 日（火）15 時～（予定）
豊中市立生活情報センターくらしかん 3 階 イベントホール
- ② 内 容：提案内容を 10 分以内で説明した後、審査会委員による質疑応答を約 10 分程度実施します。

（３）選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和 7 年（2025 年）3 月下旬に、受託候補者に通知するとともに、選定結果に関する情報を、豊中市ホームページにおいて公表します。

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者
- ④ 公募及び審査経過
公募経過、応募団体、審査経過、選定委員会の構成
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他

1 1．委託契約の締結等

（1）委託契約仕様書

委託契約の仕様書について、市と受託候補者が協議し委託業務内容を決定します。

（2）入札参加資格審査

受託候補者が「入札参加資格審査」の申込みをしていないときは、当該申込みをするものとします。ただし、法人登記等ができない等の事由がある者を除きます。

（3）委託業務契約の締結

業務委託契約の締結は、令和 7 年（2025 年）3 月下旬を予定しています。

1 2．その他必要な事項

- ① 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成、提出などの関する費用等）は、応募者の負担とします。
- ② 豊中市情報公開条例に定めるところにより、応募書等は公開されることがあります。
- ③ 本プロポーザルへの応募を取り下げる場合は、速やかにくらし支援課まで文書で連絡してください。また、取り下げにより不利益な取り扱いを行うことはありません。

④ 質問事項の締切以降、本案件に係る質問は受け付けません。

1 3. 応募先、質問先及び問合せ先

豊中市 市民協働部 くらし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1（生活情報センターくらしかん内）

電話：06-6858-5073 FAX：06-6858-5095

メール：kurashi@city.toyonaka.osaka.jp

(別紙)

学校向け消費者教育（契約・インターネット・食育等）出前教室の企画及び実施業務委託 審査基準

審査項目	審査基準	配分 (点)
実効性	学校向け消費者教育（契約・インターネット・食育等）について効果的な計画・方法か。	20
	消費者問題の状況を把握しているか。	10
実現可能性	提案事業を確実に遂行できる組織体制があるか。	20
	応募団体にとって実行可能な方法、計画、予算で立案されているか。	
	提案事業に即したノウハウ・ネットワークを持っているか。 市内もしくは近隣市等で出前教室の実績があるか	15
期待性	小学生、中学生及び高校生が消費者問題について関心をもち、トラブルにあわないよう自立した消費者につながる効果が見込めるか。	15
経済性	提案価格が妥当か。	20
計		100

※公募開始日から過去3年以内に処分歴等がある場合は、内容に応じて減点します。